

平成31年1月診療分から「受領委任制度」が導入されました。

千葉県の市町村、歯科医師国保組合、千葉県後期高齢者医療広域連合へ**受領委任分**の療養費を請求する場合は、7月の受付分（7月提出分）から受領委任の取扱規程に基づく、毎月10日までに療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を千葉県国民健康保険団体連合会へ送付することとなります。

なお、申請書の送付の際は、施術管理者単位に保険者毎に取りまとめ、受領委任の取扱規程で示された様式等を添付してください。

また、申請書を作成される際は、厚生局から付番された登録記号番号10桁を必ず記載してください。記載のない申請書は返戻扱いとなりますのでご注意ください。